

市民意見提出手続実施結果

2 お寄せいただいた意見の概要とそれに対する市の機関の考え方（同様の意見については、集約しています）

(1) P7 地域生活支援の充実について

意見の概要	市の機関の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活拠点等を整備していく際、高次脳機能障害に対して、どのように対応していくのか記してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画は、障害者総合支援法に示す支援の提供体制やサービスの見込み量等を定める計画です。そして、本市においては、「精神障がい者（発達障がいや高次脳機能障がいのある人を含む。）」と表記しておりますので、高次脳機能障害を含めて計画案に示す支援を行います。

(2) P10 「障がい児支援の提供体制」について

P41 「児童福祉法に基づくサービス」について

意見の概要	市の機関の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉計画において、子どもの高次脳機能障害等について、どのような支援をしていくのか記してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業において相談を受け、精神障害者保健福祉手帳等の対象となる高次脳機能障がいのある児童に対しては、障害者総合支援法に基づき、計画案に示す支援を行います。

(3) P22 「生活介護」について

P23 「短期入所」について

P32 「共同生活援助（グループホーム）」について

意見の概要	市の機関の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本指針に示されているように、重度障害者について個別に利用者数の見込みも記してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本指針において、「重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい」と示されておりますが、高次脳機能障害等、障害者手帳等か

	<p>ら起因となった傷病を判別できない重度障害もあります。</p> <p>そのため、埼玉県へも確認の上、計画案のとおりとします。</p>
--	--

(4) P24 自立訓練（機能訓練）について

意見の概要	市の機関の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害のない高次脳機能障害に対して自立訓練（機能訓練）について、どのように実施していくのか記してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者保健福祉手帳を取得された場合には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることができます。手帳取得者に対する自立訓練（機能訓練）につきましては、計画案にお示しのとおりです。

(5) P40 「保険、医療及び福祉関係者による協議の場の設置」について

意見の概要	市の機関の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 介護保険サービスと障害福祉サービスの併用や、障害福祉サービスの一時利用など、どのように連携していくのかこの協議の場で体制を整備していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度上、介護保険サービスの利用が優先されますが、介護保険制度にない障害福祉サービスは併用して利用が可能です。 「保健、医療および福祉関係者による協議の場」は、精神障がいのある人への対応等について、様々な関係機関等が意見交換を行う場であり、埼玉県が設置する精神障害にも対応した地域包括ケアシステムと連携する体制が整備されております。

(6) P45 「保育所等訪問支援」について

意見の概要	市の機関の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 事業実績が、第6期計画の見込み量を下回った理由は。 	<ul style="list-style-type: none"> 実績が第6期計画の見込み量を下回った理由は、コロナ禍の影響を受けたものです。

<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育をすることにより刺激を受けることができる軽度・中度の障がい児が、幼稚園への就園を断られる、または逆インクルーシブ化してしまう要因になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、障害者手帳等の有無を問わず必要性を認められた児童を対象に、障がいのある児童もない児童も共に過ごすための専門的支援を、訪問先の施設の職員及び保護者に指導することにより、集団生活への適応を支援するものです。本事業を通じて児童発達支援センターへの通園を促すものではないです。
--	--

(7) P50 「自発的活動支援事業」について

意見の概要	市の機関の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・今まで未実施ですが、高次脳機能障害関係の団体などを支援してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自発的活動支援事業の主な事業内容は、交流会活動を支援するピアサポート、地域の災害対策活動の支援、孤立防止活動、社会復帰支援等となります。 上記の国が示す要件に合致する取り組みを行う団体に対して、高次脳機能障害関係団体も含め支援を行ってまいります。

(8) P52 「高次脳機能障がいのある人の相談件数」について

意見の概要	市の機関の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数の見込みが少なすぎるのではないですか。 ・見込み数を増やし、介護保険課と連携して障害周知等、対応をお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障害に対する相談支援は、障害者総合支援法第3章に掲げる地域生活支援事業において、市町村が行う「一般的な相談支援」に位置づけられております。本市が行う相談においてお受けした高次脳機能障害の相談件数の実績値から見込み量を算出しております。 ・介護保険課の窓口や、保健所等に寄せられた相談もあるものと認識しておりますが、その相談件数等は把握できておりま

	<p>せん。</p> <p>なお、相談件数の増加を図るため、相談先がわからない等で悩まれている若年性認知症や高次脳機能障がいの方を想定し、相談支援のご案内を独自に作成しました。その案内は、介護保険課にも配架し、広く周知しているところです。</p>
--	---

(9) P50「その他市の福祉事業」について

意見の概要	市の機関の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・徘徊見守りについて、近隣市では、精神障がい者等も対象となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉計画は、障害者総合支援法に定める事業等のサービスの見込み量等を定める計画です。ご意見として承り、次期障害者計画策定時に検討します。

(10) 「障害福祉計画」について

意見の概要	市の機関の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・「高次脳機能障害に対する相談体制の充実」といった施策を示してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が行う「一般的な相談支援」として相談をお受けし、担当部署だけでは解決が困難なケースについては、計画40ページにお示しする「保健、医療及び福祉関係者による協議の場」において、様々な見地からの意見等を徴する相談体制を作っているところです。 また、障害者総合支援法において、高次脳機能障害は、都道府県が行う「専門性の高い相談支援」に位置付けられますので、埼玉県との相談連携体制も図ります。

参考：「第7期春日部市障害福祉計画（案）」に対する意見の募集期間

令和5年12月1日（金）から令和6年1月4日（木）まで